

天草市奨学金収入基準

奨学金は、父母等の所得金額の合計額から特別控除額を控除して得た額(認定所得金額)が収入基準額表に定める収入基準以下である者に貸し付けるものとする。

$$\text{『収入基準額』} \geq \text{『認定所得金額』} = \text{所得金額} - \text{特別控除額}$$

(注1) 同一世帯員とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする家族で、次の各号を含む。

- ① 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とする。
 - ② 次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯員とする。
 - ア 主として家計を支えている者が、単身赴任等で別居しているとき。
 - イ 家族が就学又は病気療養等のため一時別居しているとき。
- ※ 別居独立している兄弟姉妹・祖父母等は同一世帯員としては取り扱わない。

I 収入基準額 【収入基準額表】

世帯人員及び奨学生が在学する学校の区分により、収入基準額を求めます。

区分	収入基準額		
	①高等学校・高等専門学校・ 専修学校(高等課程)	②大学・短期大学・ 専修学校(専門課程)	
世帯人員	1人	129万円	160万円
	2人	206万円	254万円
	3人	238万円	295万円
	4人	257万円	320万円
	5人	276万円	344万円
	6人	293万円	362万円
	7人	307万円	380万円

(注) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに次の額を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

①高等学校等 14万円 ②大学等 18万円

II 認定所得金額

1. 認定所得金額の算定方法

下記「2」の所得金額から、下記「3」の特別控除額を控除した金額(万円未満切り捨て)を認定所得金額とする。算定した認定所得金額が、収入基準額以内であれば、申請基準を満たしていることになる。

2. 所得金額の算定方法

◎所得金額とは同一世帯員の1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいう。

所得の種類に応じて、以下の方法で算定する。

(1) 給与所得の場合

収入金額	所得金額
329万円以下	0円
330万円以上400万円以下	収入金額 × 0.8 - 263万円
401万円以上878万円以下	収入金額 × 0.8 - 223万円
879万円以上	収入金額 - 486万円

(注1) 次の①～⑦は給与所得として取り扱う。

①俸給・給与・賞与、②賃金、③役員報酬、④歳費、⑤専従者給与、⑥年金、⑦扶助費・傷病手当

(注2) 収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨てる。

(注3) 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

(注4) 同一人が2ヵ所以上から収入があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、万円未満を切り捨てて所得金額を算出する。

(注5) 同一人が2ヵ所以上から収入があり、給与所得と給与以外の所得の場合は、給与所得については上記計算式により、給与以外の所得の場合は、下記(2)により算出する。

(2) 給与所得以外の場合

確定申告書に記載された所得額を所得金額とする。

3. 特別控除額

次の表に掲げる項目で、該当する合計金額を前記「2」で求めた所得金額から控除することができます。

区分	特別な事情	特別控除額					
A 世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子世帯である場合	49万円					
	(2) 就学者のいる世帯である場合(児童・生徒・学生1人につき)	小学校	9万円				
		中学校	17万円				
			自宅通学	自宅外通学			
		高等学校	国・公立	19万円	41万円		
			私立	33万円	54万円		
		高等専門学校 第4学年・第5学年	国・公立	40万円	62万円		
			私立	66万円	88万円		
		大学・短期大学	国・公立	67万円	116万円		
			私立	111万円	159万円		
		専修学校	高等課程	国・公立	7万円	18万円	
				私立	29万円	39万円	
			専門課程	国・公立	25万円	71万円	
私立	79万円			123万円			
(3) 障害者のある人のいる世帯である場合	99万円						
(4) 長期療養者のいる世帯である場合	療養のために経常的に特別な支出をしている年間金額						
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯である場合	別居のために特別に支出している年間金額(上限71万円)						
(6) 本人を対象とする控除	上記「(2) 就学者のいる世帯」の特別控除額を準用						

* A欄の「(2) 就学者のいる世帯である場合」による控除には申込者本人分は含めない。

* A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

* 高等学校には、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。

4. 認定所得金額計算書

別紙「認定所得金額計算書」を参照。